別表(第4条関係)

補償の種類と補償額

１．休業補償

業務上又は通勤による負傷又は疾病にかかる療養のため勤務できない場合において、給与を受けないときは、その勤務ができないことに伴う損失を補填するため、休業期間のうちの最初の3日分について次の額を支給する。

　(1)　休業1日につき給付基礎日額の100分の80相当額

　(2)　一部勤務し、給与の一部を受けている場合の額

［（給付基礎日額)－(勤務に対して支払いを受けた給与額）］の100分の80相当額

２．障害補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度（労災法により認定された障害等級）に応じて次表に定める額を支給する。

障害が２以上ある場合又は障害の程度を加重した場合は、労災法の規定を準用し障害等級を決定する。

補　償　額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障害等級 | 補　償　額 | |
| 業務上災害（万円） | 通勤災害（万円） |
| 後遺障害１級  後遺障害２級  後遺障害３級  後遺障害４級  後遺障害５級  後遺障害６級  後遺障害７級  後遺障害８級  後遺障害９級  後遺障害10級  後遺障害11級  後遺障害12級  後遺障害13級  後遺障害14級 | １５４０  １５００  １４６０  ８７５  ７４５  ６１５  ４８５  ３２０  ２５０  １９５  １４５  １０５  ７５  ４５ | ９１５  　　　８８５  　　　８５５  　　　５２０  　　　４４５  　　　３７５  　　　３００  　　　１９０  １５５  　　　１２５  　　　　９５  　　　７５  　　　５５  　　　４０ |

３．遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。

補　償　額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 死　　亡 | 補　償　額 | |
| 業務上災害（万円） | 通勤災害（万円） |
| １８６０ | １０５５ |